

特定化学物質の取扱量の集計結果について（条例）【詳細】

ー埼玉県内の令和5年度取扱量データの詳細ー

埼玉県内の対象事業者から報告された令和5年度の特定化学物質の取扱量について、埼玉県生活環境保全条例に基づき集計しました。詳細は以下のとおりです。

1 はじめに

(1) 特定化学物質取扱量報告制度の概要

埼玉県内で特定化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の要件*を満たす事業者は、埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）に基づき、年度ごとに特定化学物質の取扱量とその内訳（使用量、製造量、取り扱う量）を報告します。

県は、報告された取扱量等を物質別、業種別、地域別等に集計し、公表しています。

なお、さいたま市に所在する事業所については、さいたま市生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）に基づく報告データをさいたま市から提供いただき、全県で集計をしています。

* 特定化学物質取扱量報告の要件

- ① 製造業など、県条例施行規則または市条例施行規則で定める業種を営むこと。
- ② 事業者として、常時使用する従業員の数が21人以上であること。
- ③ 特定化学物質を物質ごとに年間0.5トン以上取り扱った事業所を有すること。

(2) 用語等の解説

○ 特定化学物質（663物質）

「特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）の第一種指定化学物質515物質、第二種指定化学物質134物質及び県条例・市条例で指定する化学物質14物質（メタノール、硫酸等）が該当します。

※ 制度改正により令和5年度把握分の報告から対象物質の変更がありました。

○ 取扱量（使用量・製造量・取り扱う量）

取扱量 事業所において取り扱った特定化学物質の量。

使用量、製造量、取り扱う量の合計。

使用量 事業所において事業活動に伴い使用した量。

製造量 事業所において製造した量（副生成物も含む）。

取り扱う量 事業者自らは使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量。

2 報告事業所の業種

埼玉県業種別の報告事業所数は表1のとおりです。

令和5年度は、1,458事業所から特定化学物質取扱量報告がありました。令和4年度の1,469事業所と比較すると11事業所減少しています。

報告事業所数の多い業種は、燃料小売業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、電気機械器具製造業です。

表1 埼玉県の業種別の報告事業所数

業種	報告事業所数	占有率	業種	報告事業所数	占有率
製造業	793	(54%)	金属鉱業	1	(0%)
食料品製造業	24	(2%)	電気業	0	(0%)
飲料・たばこ・飼料製造業	4	(0%)	ガス業	2	(0%)
酒類製造業	0	(0%)	熱供給業	0	(0%)
たばこ製造業	0	(0%)	下水道業	5	(0%)
繊維工業	4	(0%)	鉄道業	3	(0%)
衣服・その他の繊維製品製造業	1	(0%)	倉庫業	1	(0%)
木材・木製品製造業	1	(0%)	石油卸売業	11	(1%)
家具・装備品製造業	4	(0%)	鉄スクラップ卸売業	1	(0%)
パルプ・紙・紙加工品製造業	28	(2%)	自動車卸売業	0	(0%)
出版・印刷・同関連産業	53	(4%)	燃料小売業	564	(39%)
化学工業	158	(11%)	洗濯業	15	(1%)
塩製造業	0	(0%)	写真業	0	(0%)
医薬品製造業	15	(1%)	自動車整備業	4	(0%)
農薬製造業	2	(0%)	機械修理業	4	(0%)
石油製品・石炭製品製造業	11	(1%)	商品検査業	0	(0%)
プラスチック製品製造業	79	(5%)	計量証明業	1	(0%)
ゴム製品製造業	16	(1%)	一般廃棄物処理業	22	(2%)
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	(0%)	産業廃棄物処分業	7	(0%)
窯業・土石製品製造業	29	(2%)	特別管理産業廃棄物処分業	1	(0%)
鉄鋼業	18	(1%)	医療業	10	(1%)
非鉄金属製造業	35	(2%)	高等教育機関	4	(0%)
金属製品製造業	133	(9%)	自然科学研究所	9	(1%)
一般機械器具製造業	28	(2%)	合計	1,458	(100%)
電気機械器具製造業	58	(4%)			
電子応用装置製造業	0	(0%)			
電気計測器製造業	1	(0%)			
輸送用機械器具製造業	57	(4%)			
鉄道車両・同部分品製造業	0	(0%)			
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	(0%)			
精密機械器具製造業	13	(1%)			
医療用機械器具・医療用品製造業	3	(0%)			
武器製造業	0	(0%)			
その他の製造業	17	(1%)			

※ 占有率は整数で表記しているため、届出事業所数が少ない業種の占有率が0%となる場合があります。

3 取扱量

埼玉県の取扱量の構成は表2のとおりです。取扱量の合計は619,603トンであり、令和4年度と比較して7,491トン増加（1.2%増加）しました。また、取扱量の内訳は、使用量235,174トン、製造量12,046トン、取り扱う量372,372トンでした。

埼玉県の取扱量と届出排出量*の推移は図1のとおりです。平成14年度と令和5年度を比べると、取扱量は15%減少し、届出排出量は68%減少しています。

近年は取扱量及び排出量ともに大幅な増減は見られず、横ばいで推移しています。

* 届出排出量 化学物質排出把握管理促進法に基づき届出された化学物質の環境中への排出量。届出排出量の数値は、環境省及び経済産業省が令和7年2月に公表したデータを引用しています。

※ 取扱量の数値及び内訳の各数値は、それぞれの数値に対して有効数字2桁になるよう数値丸めの処理（四捨五入）をして報告されるため、取扱量と内訳合計は一致しません。数値が大きいほど数値丸めの処理の影響を受けるため、取扱量と内訳合計との数値の差が大きくなって反映されています。

表2 埼玉県の取扱量の構成

(単位：トン)

特定化学物質の種類	取扱量			
		使用量	製造量	取り扱う量
第一種指定化学物質（515種） ※前年度は462種	555,338 (495,918)	185,001 (169,684)	9,686 (10,166)	360,545 (316,067)
第二種指定化学物質（134種） ※前年度は100種	3707 (508)	2050 (63)	1374 (420)	283 (25)
県・市指定の化学物質（14種） ※前年度は44種	60,558 (115,686)	48,123 (81,017)	986 (4,420)	11,545 (30,199)
合計	619,603 (612,112)	235,174 (250,764)	12,046 (15,006)	372,372 (346,291)

()内は令和4年度実績

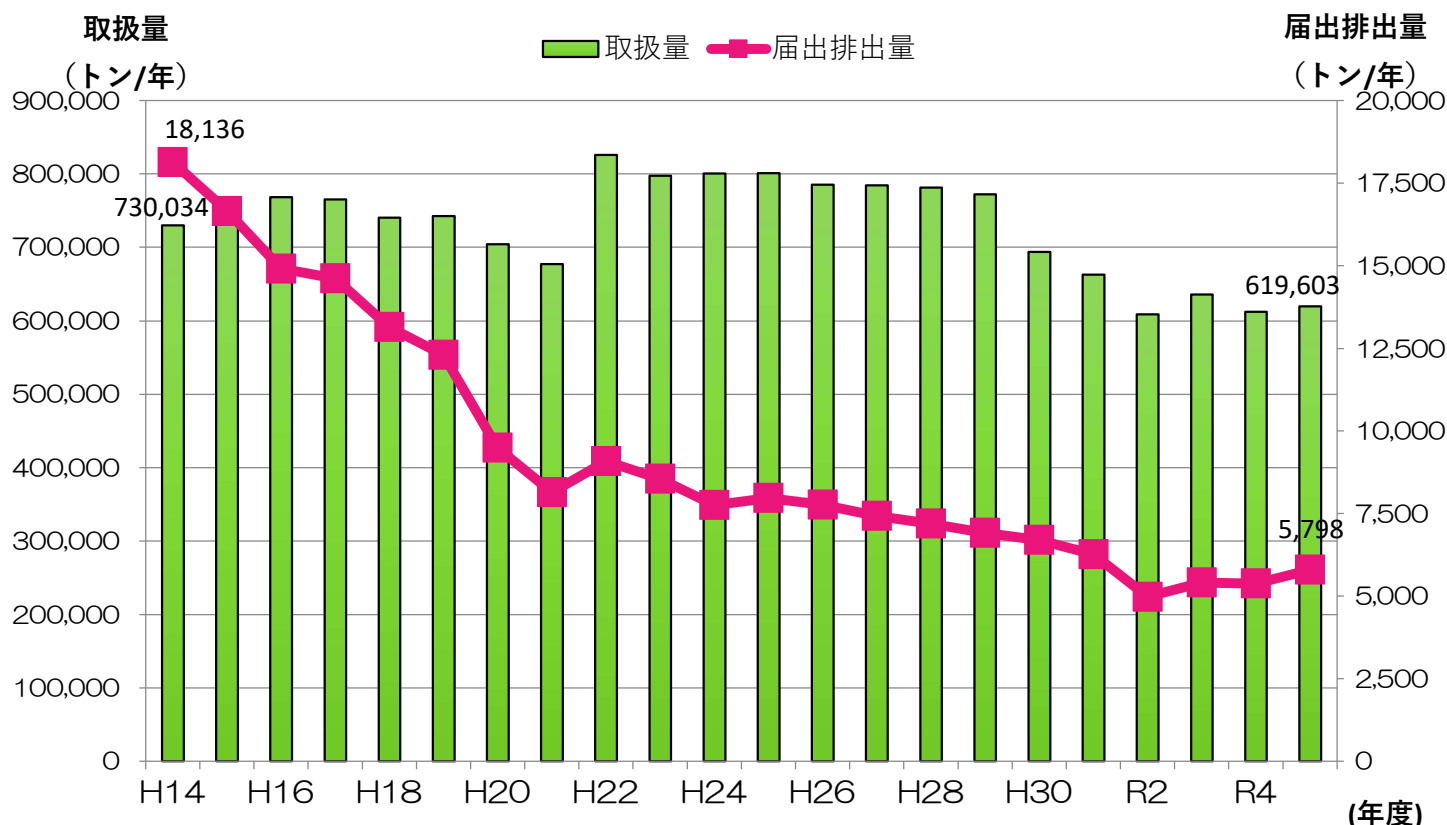


図1 埼玉県の取扱量と届出排出量の推移

埼玉県を取扱量上位10物質の報告事業所数と取扱量の内訳は表3、取扱量の物質別の構成比は図2のとおりです。取扱量が最も多い物質はトルエンで、取扱量全体の27%を占めていました。

取扱量の内訳を比較すると、トルエン、キシレン、トリメチルベンゼン、ヘキサン、エチルベンゼン及びヘプタンは取り扱う量の占める割合が高いことが分かります。これは、トルエン等がガソリンの含有成分であり、ガソリンを小売りする燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの報告が多いためです。

表3 取扱量上位10物質の報告事業所数とその内訳

(単位：トン/年)

特定化学物質の種類	報告数	取扱量			
		使用量	製造量	取り扱う量	
トルエン	791	168,947	24,696	3,000	141,192
キシレン	794	70,057	5,446	1,220	63,389
トリメチルベンゼン	676	61,286	2,593	110	58,580
ヘキサン	553	48,005	1,772	0	46,222
鉛及びその化合物	38	34,874	34,789	80	5
硫酸（三酸化硫黄を含む）	205	31,044	30,223	0	840
エチルベンゼン	648	22,021	4,279	1,070	16,676
メタノール	190	21,736	14,861	586	6,344
ヘプタン	520	17,814	169	0	17,644
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	29	12,106	12,083	0	23
その他	—	131,712	104,262	5,980	21,458
合計	—	619,603	235,174	12,046	372,372

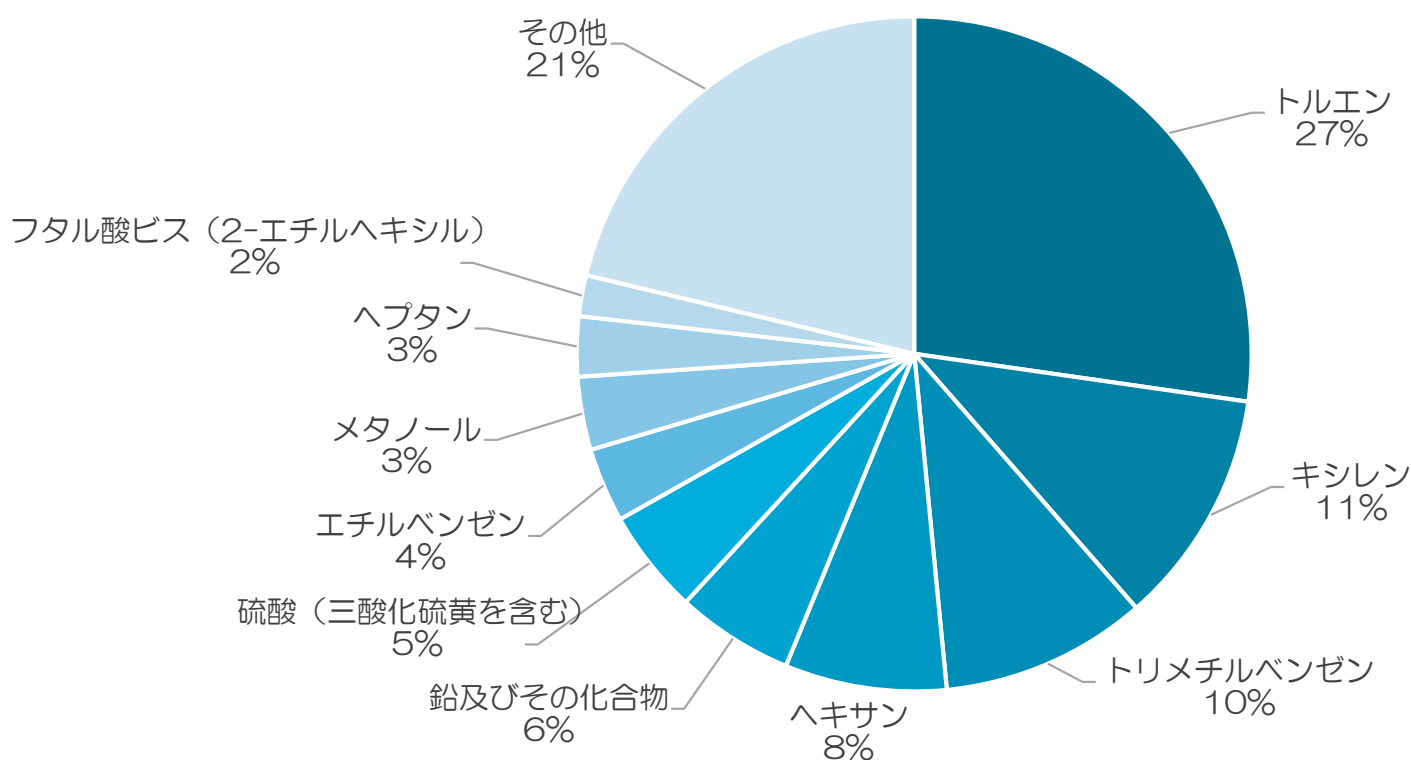


図2 取扱量の物質別の構成比

埼玉県を取扱量上位10業種の報告数と取扱量の内訳は表4、取扱量の業種別の構成比は図3のとおりです。ガソリンスタンドなどの燃料小売業と化学工業の取扱量が多く、2つの業種で取扱量全体の80%を占めました。その後は電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業と続き、製造業が上位を占めていました。

表4 取扱量上位10業種の報告事業所数と取扱量の内訳

(単位：トン/年)

業種	報告数	取扱量			
		使用量	製造量	取り扱う量	
燃料小売業	564	330,251	570	0	329,681
化学工業	158	168,666	120,673	9,268	38,705
電気機械器具製造業	58	42,992	42,934	58	0
プラスチック製品製造業	79	20,738	20,703	12	23
非鉄金属製造業	35	10,371	10,159	152	60
鉄鋼業	18	10,085	9,931	154	0
窯業・土石製品製造業	29	9,992	9,989	0	2
出版・印刷・同関連産業	53	5,329	5,253	76	0
金属製品製造業	133	3,050	2,912	121	16
パルプ・紙・紙加工品製造業	28	2,220	2,210	0	20
その他	303	15,909	9,840	2,204	3,865
合計	1,458	619,603	235,174	12,046	372,372

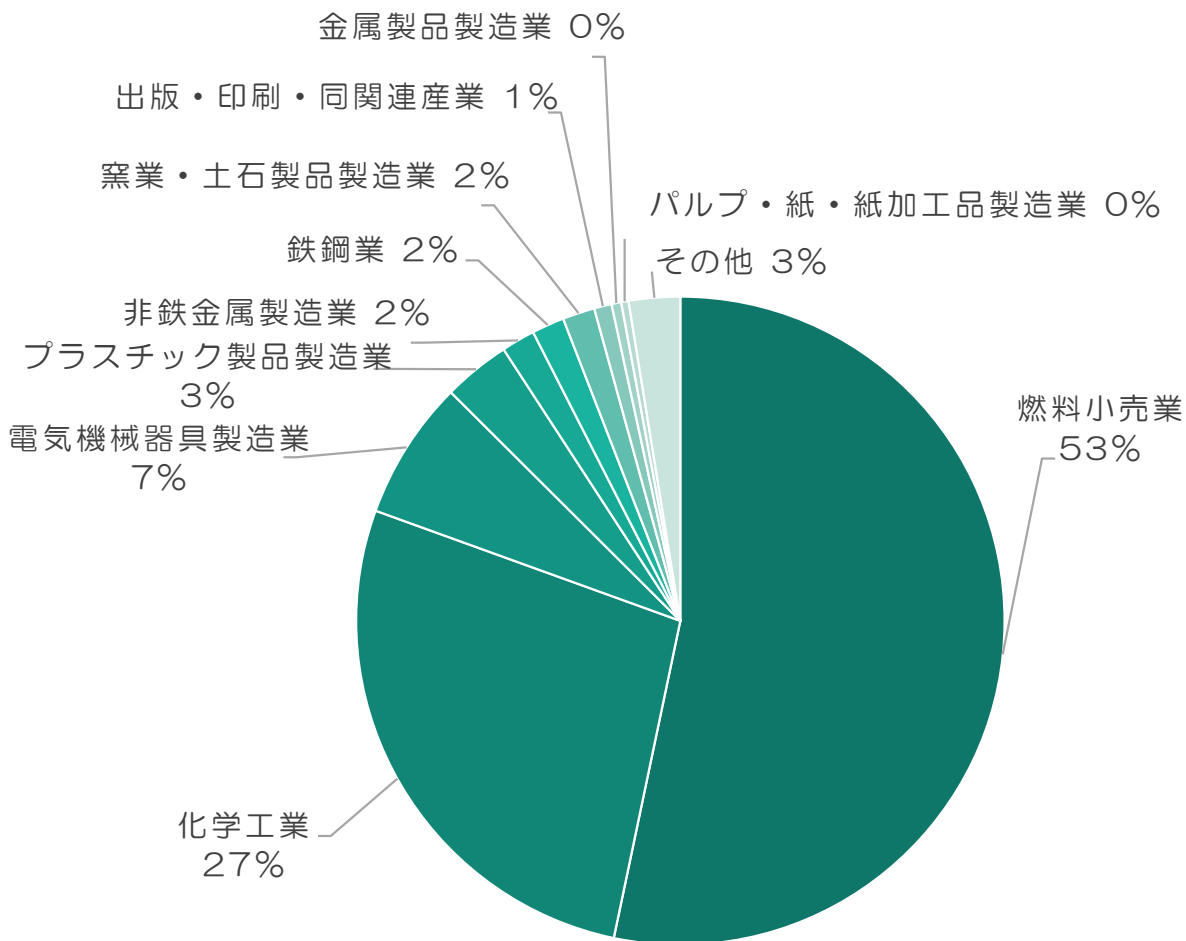


図3 取扱量の業種別の構成比

※ 構成比は整数で標記しているため、0%となる場合があります。

4 取扱量の内訳

(1) 使用量（235,174トン）

埼玉県物質別の使用量とその構成比は図4のとおりです。

また、埼玉県の業種別の使用量とその構成比は図5のとおりです。化学工業が使用量全体の約半分を占めており、他の業種に比べて高い割合になっています。

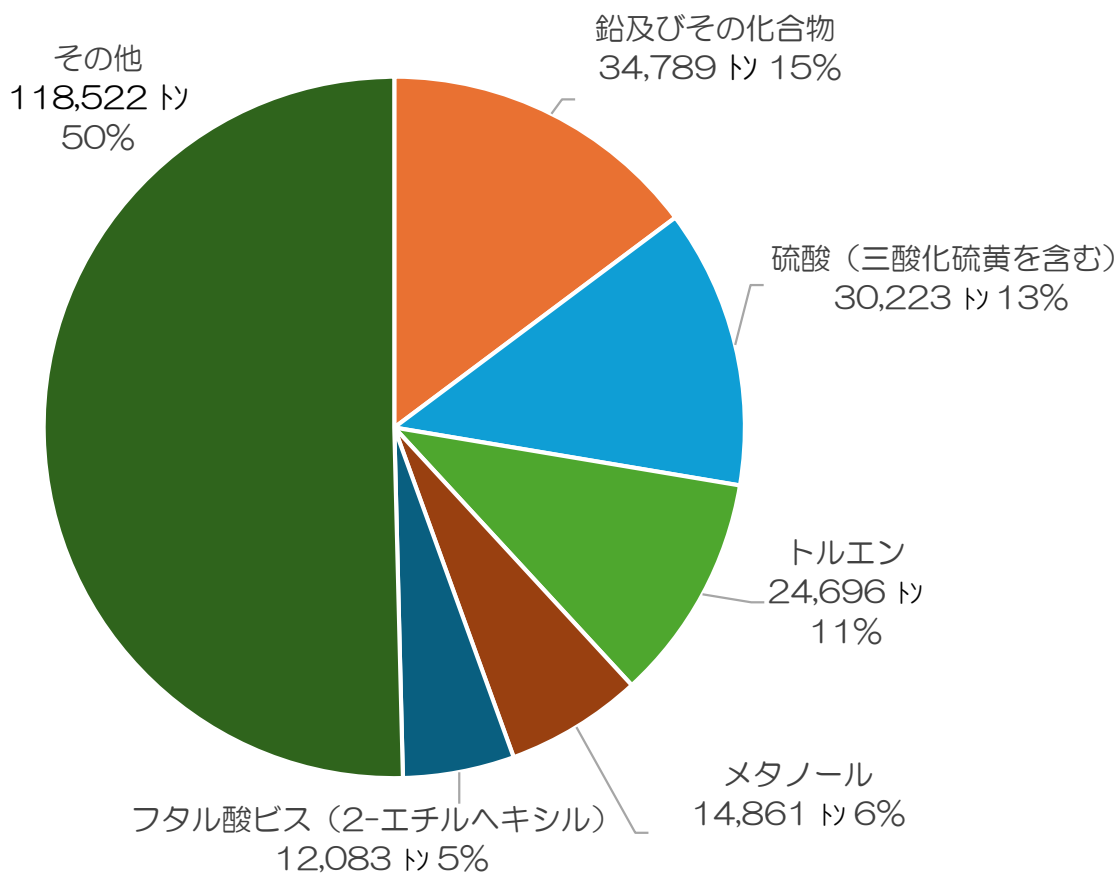


図4 埼玉県の物質別の使用量とその構成比

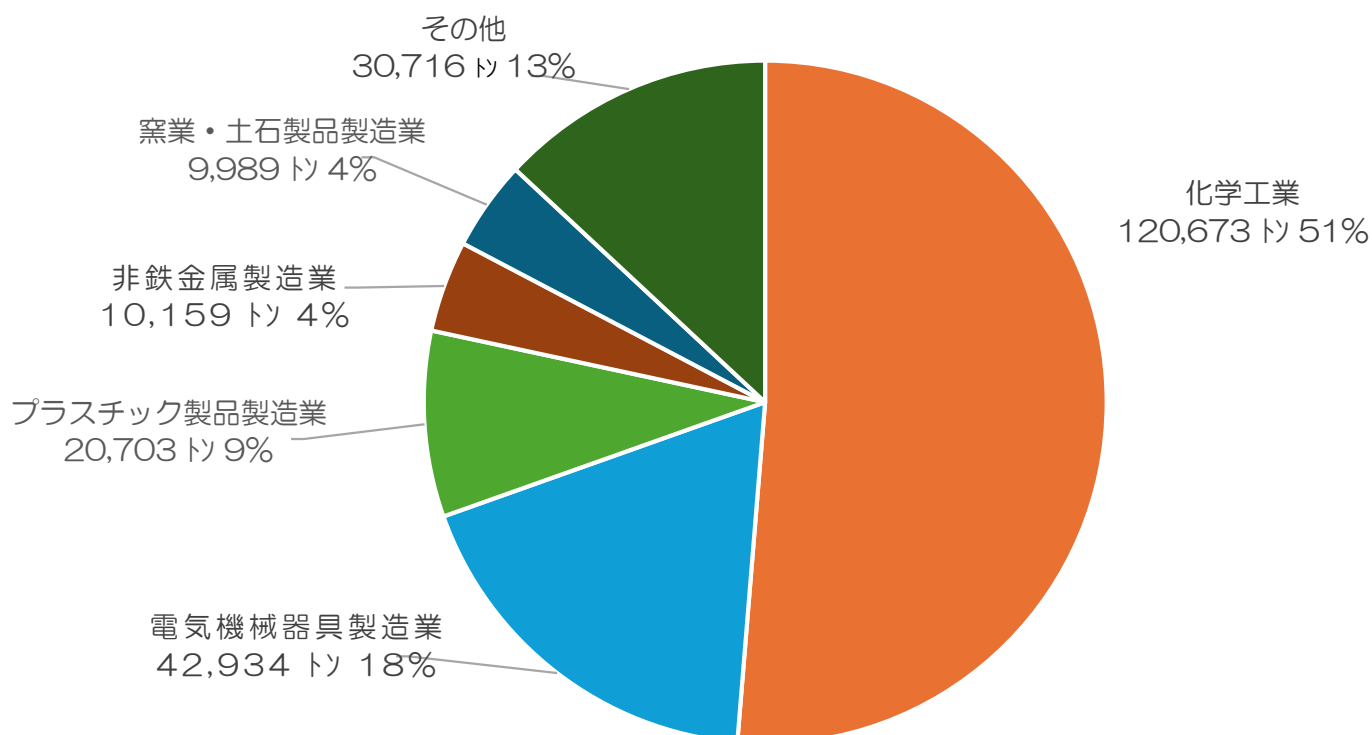


図5 埼玉県の業種別の使用量とその構成比

(2) 製造量（12,046トン）

埼玉県物質別の製造量とその構成比は図6のとおりです。

また、埼玉県の業種別の製造量とその構成比は図7のとおりです。化学工業が全体の約8割を占めています。

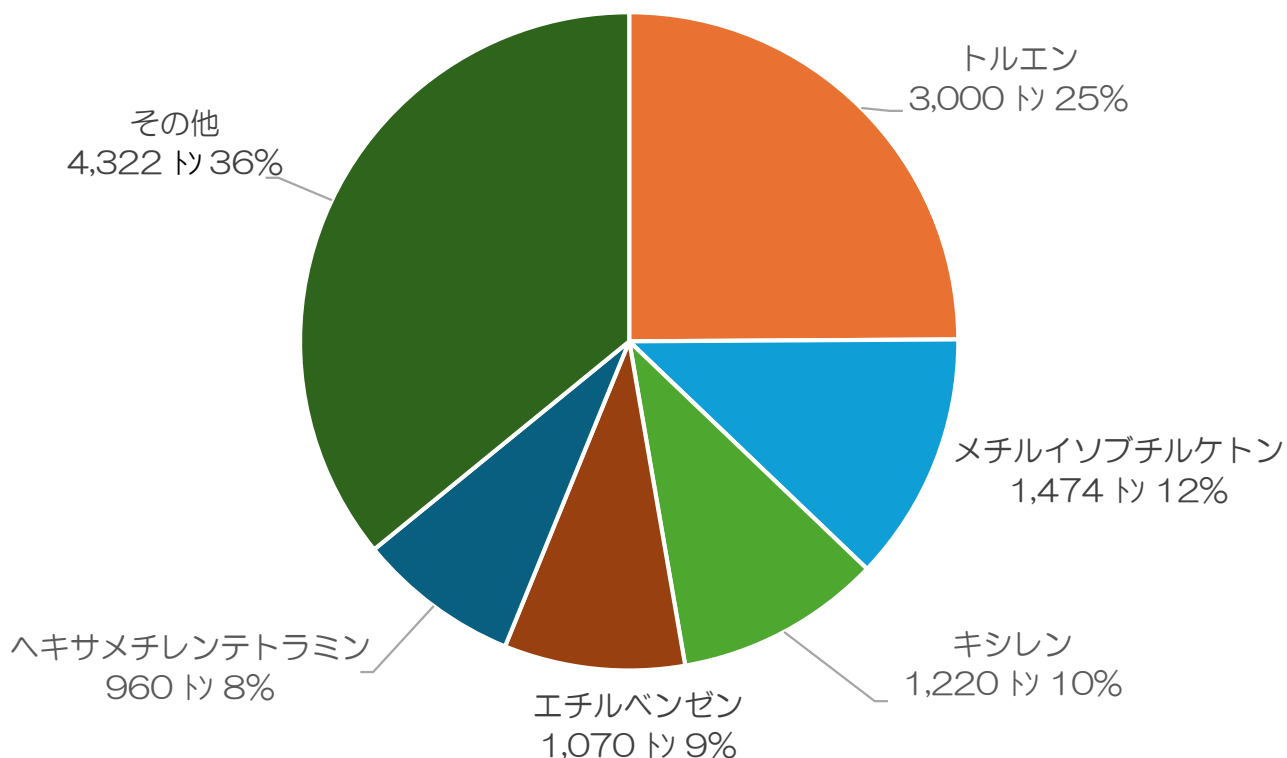


図6 埼玉県の物質別の製造量とその構成比

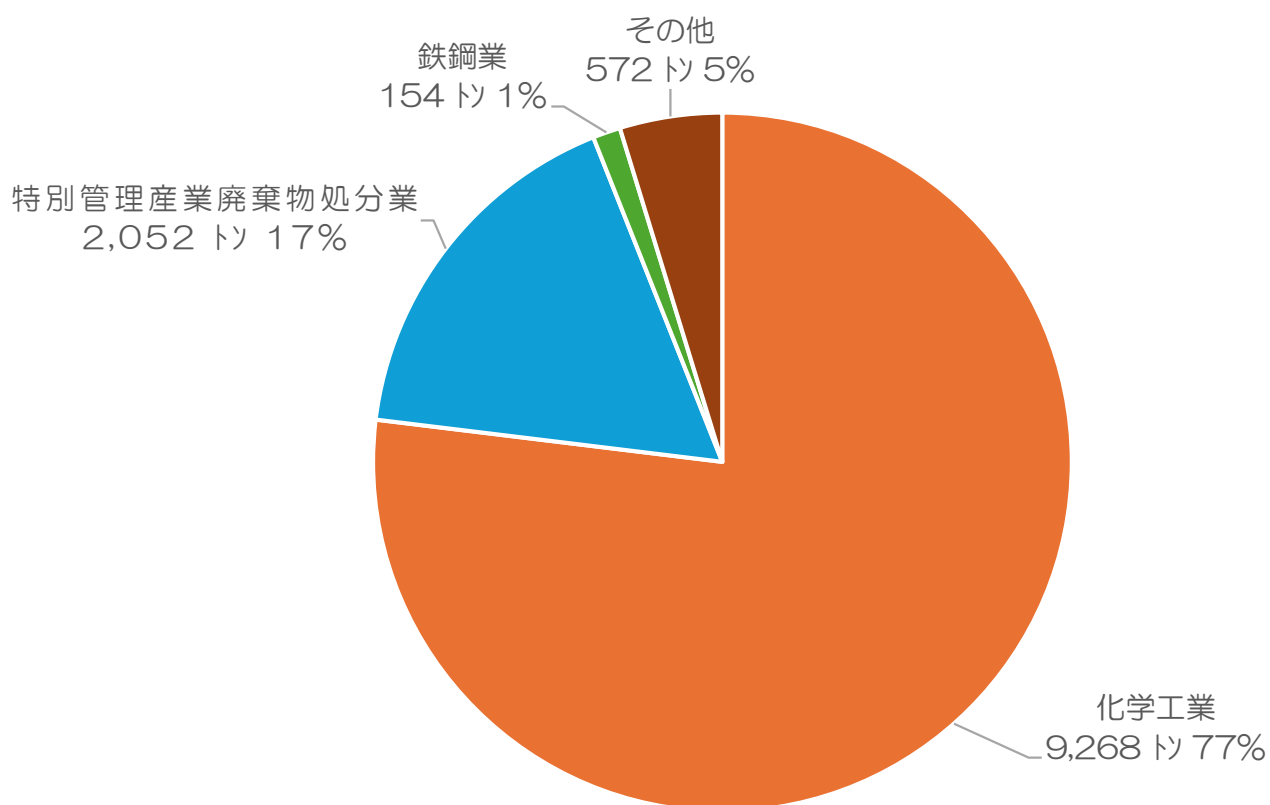


図7 埼玉県の業種別の製造量とその構成比

(3) 取り扱う量 (372,372トン)

埼玉県物質別の取り扱う量とその構成比は図8のとおりです。

また、埼玉県の業種別の取り扱う量とその構成比は図9のとおりです。燃料小売業及び化学工業の2業種が99%を占めています。

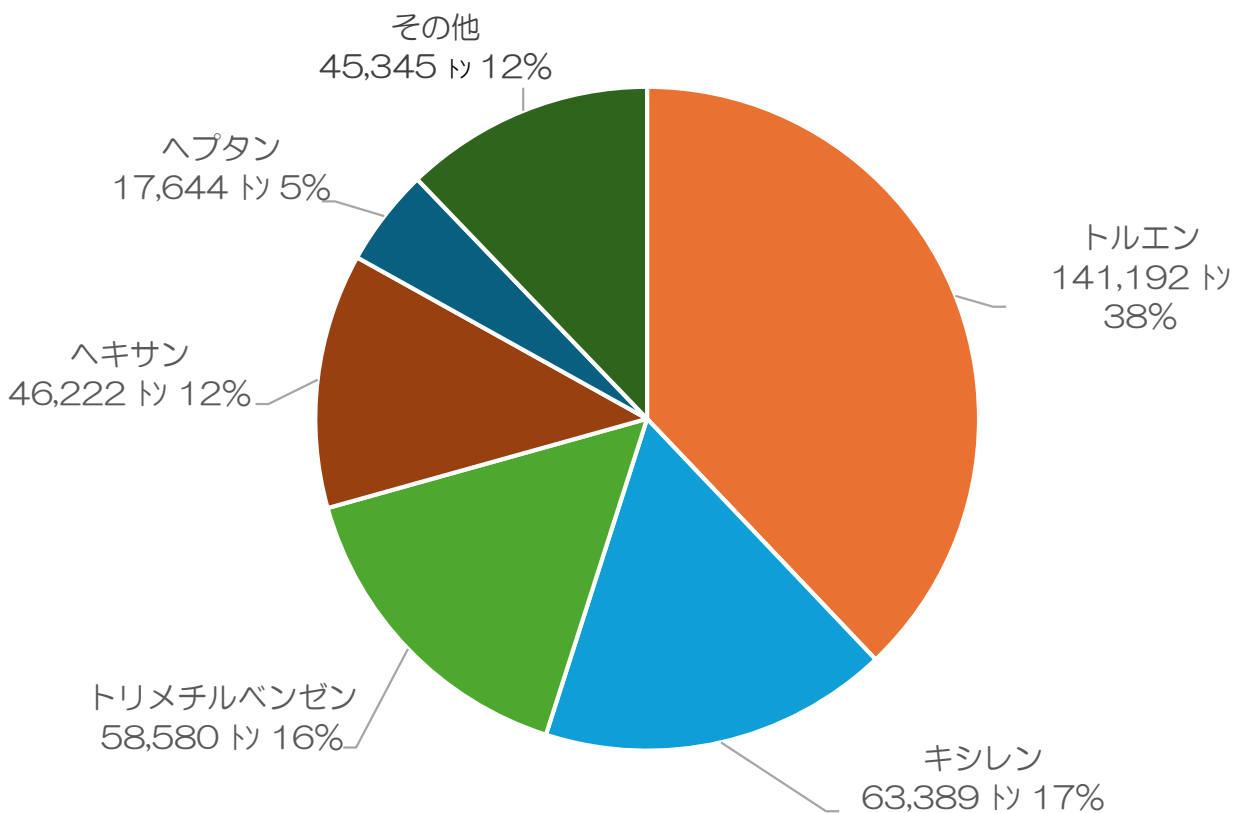


図8 埼玉県の物質別の取り扱う量とその構成比

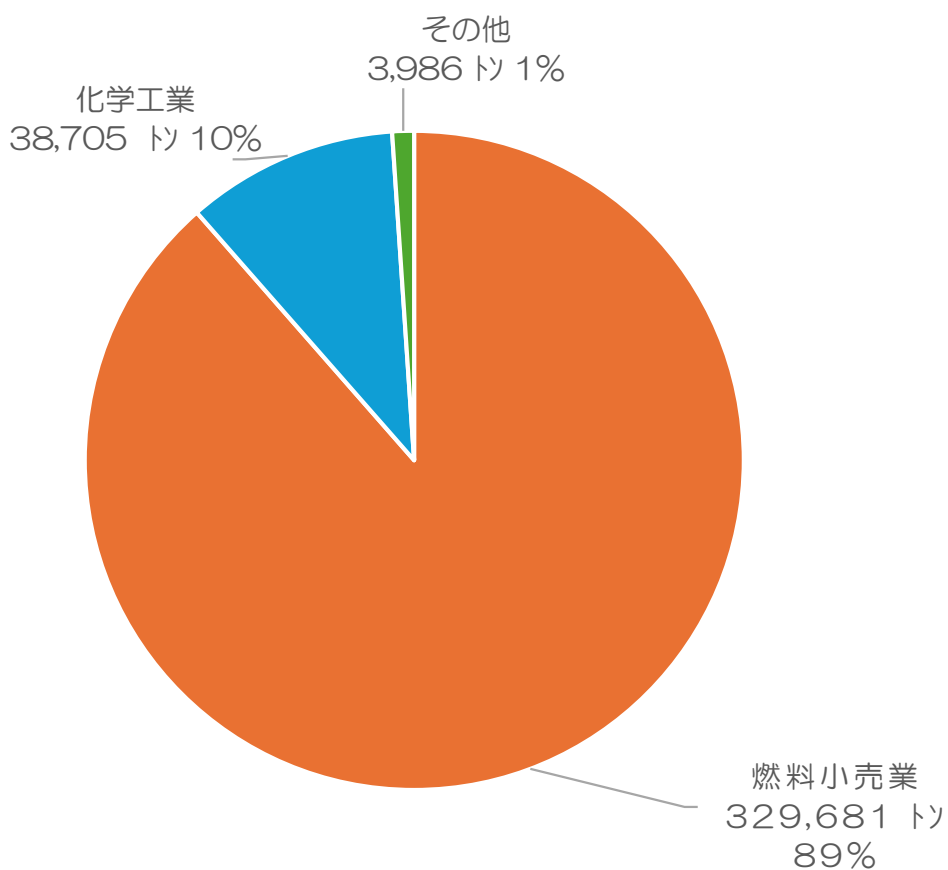


図9 埼玉県の業種別の取り扱う量とその構成比

5 物質別の用途

本紙中で記載された特定化学物質の主な用途は表5のとおりです。

表5 特定化学物質の主な用途

物質名	主な用途
エチルベンゼン	合成原料（スチレン）、溶剤
キシレン	合成原料（テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品）、ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬）
ヘキサメチレンテトラミン	硬化剤（熱硬化性樹脂）、加硫促進剤、発泡剤、ホスゲンの吸収剤
トルエン	合成原料（合成繊維、染料、火薬）、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	可塑剤
ヘキサン	溶剤（重合剤、接着剤、塗料、インキ）、ガソリンや灯油の成分
トリメチルベンゼン	合成原料（染料、顔料、医薬品等）、ガソリン成分、溶剤
鉛及びその化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料、塩化ビニル樹脂安定剤
ヘプタン	重合溶媒、接着剤の溶剤、シンナー、分析化学用の試薬
メチルイソブチルケトン	合成樹脂の溶媒、塗料や接着剤の成分、他の化学物質の原料、医薬品の抽出材等
メタノール	合成原料、塗料・電子工業用などの溶剤
硫酸	肥料・繊維・無機薬品・金属精錬・製鋼・紡織・製紙・食品工業等での原料・助剤・排水処理剤等